前橋工科大学附属図書館資料の複写に関する細則

平成25年4月1日制定公立大学法人前橋工科大学細則第27号

(趣旨)

第1条 この細則は、前橋工科大学附属図書館利用規程(平成25年規程第138号)第15条第2項の規定に基づき、前橋工科大学附属図書館(以下「本学図書館」という。)及び図書館間相互貸借による国内の大学その他教育研究機関等の図書館(以下「他大学等図書館」という。)の図書館資料の複写に関し必要な事項を定めるものとする。

(複写の利用範囲)

- 第2条 図書・情報センター長(以下「センター長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、複写を許可することができる。
 - (1) 本学図書館の図書館資料についての複写
 - ア 前橋工科大学(以下「本学」という。)の職員(名誉教授、客員教授、特任教員、客員研究員、特別研究員、研究協力員及び非常勤の教員を含む。)又は本学の学生(研究生、科目等履修生、特別履修学生及び単位互換履修学生を含む。)が学術研究又は学習のため必要とする場合
 - イ 図書館が図書の収集保存のため必要とする場合
 - ウ 他大学等図書館との相互協力に基づき、複写依頼を受けた場合
 - エ 前橋工科大学附属図書館利用規程第2条第2項に規定する県民等から複写依頼を受けた場合
 - オ その他センター長が特別の事由があると認めた場合
 - (2) 他大学等図書館の図書館資料についての複写 前号アからウまで又はオのいずれかに該当する場合

(複写の申込手続)

- 第3条 本学図書館の図書館資料についての複写を依頼する者は、複写申込書をセンター長に提出し、その許可を得なければならない。
- 2 他大学等図書館の図書館資料についての複写を依頼する者は、当該図書館に対して、自ら複写を依頼するものとする。

(申込みの制限等)

- 第4条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、複写の申込みを制限 し、又は拒否することができる。
 - (1) 図書館の複写処理能力を超える複写の申込みがあった場合

- (2) 著しく破損している図書又は複写により損傷するおそれのある図書の複写の申 込みがあった場合
- (3) 複写の禁止が定められている場合
- (4) その他センター長が特別の事由があると認める場合 (複写料金)
- 第5条 本学図書館の図書館資料についての複写を許可された者は、次の複写料金を 納めなければならない。

区分	複写料金	
	カラー	モノクロ
1面につき	50円	10円

2 他大学等図書館の図書館資料についての複写を依頼した者は、当該図書館の定める複写料金並びに振込手数料及び送料を納めなければならない。

(著作権に関する責任)

第6条 図書館資料の複製物に関し、著作権上の問題が生じた場合は、複写の申込者がその責任を負うものとする。

附則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日細則第2号)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。